

# 業 務 委 託 入 札 心 得

令和6年1月1日

## (総則)

第1条 公益財団法人香川県下水道公社（以下「公社」という。）が発注する業務委託の契約に係る競争入札を行う場合における入札手続等の取り扱いについては、公益財団法人香川県下水道公社財務規程（以下「財務規程」という。）及び公益財団法人香川県下水道公社会計処理取扱要領並びにその他法令に定めるもののほか、この心得によるものとする。

## (入札保証金の納付)

第2条 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札前に見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

## (入札の方法)

第3条 入札者は、財務規程等及び仕様書、設計書、図面その他の入札条項を熟知の上、入札しなければならない。

2 入札者は、入札書を作成し、記名の上、競争入札執行通知書（以下「通知書」という。）において示した日時に、「何業務入札書」と表示した封筒に入れて通知書において示した場所に提出すること。

3 入札者は、次に掲げるところにより入札しなければならない。

(1) 入札は1人1通とし、入札者を他の入札者の代理人とすることはできない。

(2) 既に提出した入札書の書換え、引換え又は撤回はできない。

4 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

5 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

6 入札者は、落札者の決定前に、入札状況についての情報を漏らしてはならない。

7 入札に際し、不正の行為があると認めるときは、その者の入札を拒絶することがある。

## (開札)

第4条 開札は、通知書において示した日時に、入札者の立会いのもとに行うものとする。

## (無効入札)

第5条 競争入札に参加することのできる資格を有しない者のした入札、追加資料の提出を求められた場合に追加資料を提出しない者のした入札及び次に掲げる項目のいずれかに該当する場合における当該入札は、無効とする。

(1) 公社の定める入札条件に違反した場合

(2) 入札者又はその代理人が同一業務について2以上の入札をした場合

(3) 入札者が連合して入札したと認められる場合、すなわち談合の事実が明らかと認められた場合

(4) 入札に際して不正の行為があった場合

(5) 入札保証金を納付すべき場合に納付がない場合又は不足する場合

(6) 入札書の金額を訂正した場合

(7) 入札書に記名若しくは押印（押印がない場合にあっては、責任者氏名及び担当者氏名並びに連絡先）のない場合

(8) 誤字、脱字等があつて必要事項を確認しがたい場合

## (入札又は開札の取消又は延期)

第6条 天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争入札の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合には、入札又は開札を取り消し、又は延期することができる。

2 前項の規定により入札又は開札の取消し又は延期をしたときは、直ちに入札者に通知するものとする。

(落札者の決定)

第7条 予定価格の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の入札価格の者を落札者とする。

2 最低の入札価格が同額である場合は、くじを実施し、落札者を定めるものとする。

3 落札者が決定したときは、直ちに、その旨を落札者に通知するものとする。

(入札保証金の還付等)

第8条 入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、落札者にあつては契約締結後に、落札者以外の者にあつては入札終了後に還付する。

(入札保証金の帰属)

第9条 落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金は公社に帰属する。

(契約保証金の納付)

第10条 落札者は、契約を締結する前に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。